

## 第15号議案

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月3日

新宮町長 桐島光昭

### 理 由

新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年新宮町条例第19号）が公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和32年新宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「費用弁償については、」の次に「旅行雑費を除いて」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

費用弁償額

鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、 宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当	日当 (1日につき)
新宮町職員等の旅費に関する条例（平成13年新宮町条例第6号）の例による。	2,500円

備考 本町の区域内に住所を有する者で、本町内の場所に出頭又は参加した  
ものについては、日当のみを支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張について適用し、同日前に出発する出張については、なお従前の例による。

(参考資料)

証人等の実費弁償に関する条例（昭和32年新宮町条例第2号）新旧対照表

改正後	改正前												
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、<u>旅行雑費を除いて</u>一般職の職員に対する旅費支給の例による。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、実費弁償の支給方法は、_____一般職の職員に対する旅費支給の例による。</p>												
<p>別表（第3条関係）</p>	<p>別表（第3条関係）</p>												
<p>費用弁償額</p>	<p>費用弁償額</p>												
<table border="1"><tr><td data-bbox="240 884 560 1108"><u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u></td><td data-bbox="560 884 770 1108">日当 <u>(1日につき)</u></td></tr><tr><td data-bbox="240 1108 560 1377"><u>新宮町職員等の旅費に関する条例(平成13年新宮町条例第6号)の例による。</u></td><td data-bbox="560 1108 770 1377">2,500円</td></tr></table>	<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>	日当 <u>(1日につき)</u>	<u>新宮町職員等の旅費に関する条例(平成13年新宮町条例第6号)の例による。</u>	2,500円	<table border="1"><tr><td data-bbox="799 884 981 1108"><u>鉄道賃</u> <u>船賃</u> <u>航空賃</u></td><td data-bbox="981 884 1129 1108"><u>車賃</u> <u>(1キロメートルにつき)</u></td><td data-bbox="1129 884 1246 1108"><u>宿泊料</u> <u>(1夜につき)</u></td><td data-bbox="1246 884 1348 1108">日当 <u>(1日につき)</u></td></tr><tr><td data-bbox="799 1108 981 1377"><u>新宮町職員等の旅費に関する条例(平成13年新宮町条例第6号)の例による。</u></td><td data-bbox="981 1108 1129 1377">37円</td><td data-bbox="1129 1108 1246 1377">13,100円</td><td data-bbox="1246 1108 1348 1377">2,500円</td></tr></table>	<u>鉄道賃</u> <u>船賃</u> <u>航空賃</u>	<u>車賃</u> <u>(1キロメートルにつき)</u>	<u>宿泊料</u> <u>(1夜につき)</u>	日当 <u>(1日につき)</u>	<u>新宮町職員等の旅費に関する条例(平成13年新宮町条例第6号)の例による。</u>	37円	13,100円	2,500円
<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>	日当 <u>(1日につき)</u>												
<u>新宮町職員等の旅費に関する条例(平成13年新宮町条例第6号)の例による。</u>	2,500円												
<u>鉄道賃</u> <u>船賃</u> <u>航空賃</u>	<u>車賃</u> <u>(1キロメートルにつき)</u>	<u>宿泊料</u> <u>(1夜につき)</u>	日当 <u>(1日につき)</u>										
<u>新宮町職員等の旅費に関する条例(平成13年新宮町条例第6号)の例による。</u>	37円	13,100円	2,500円										
<p>備考 <u>本町の区域内に住所を有する者で、本町内の場所に出頭又は参加したものについては、日当のみを支給する。</u></p>	<p>備考 <u>本町の区域内に住所を有する者で、本町内の場所に出頭又は参加した者については、日当のみを支給する。</u></p>												